

令和5年

第11回大磯町農業委員会総会会議録

日 時 令和5年11月27日 午後1時30分から

場 所 大磯町国府支所2階 第1・2会議室

1 出席委員

1番 安池 雅 美

9番 鈴木 洋 有

10番 吉 川 正

3番 二 宮 賢 一

11番 添 田 政 夫

6番 平 原 則 子

13番 柳 田 孝

7番 竹 内 欣 也

15番 欠員

16番 戸 塚 昭 雄

2 欠席委員

2番 青 木 貞 治

5番 古 正 輝 子

8番 石 井 雅 浩

12番 加 藤 正 和

推進委員 松 本 常 男

3 遅刻委員

なし

4 農地利用最適化推進委員出席者(意見を述べることはできますが議決権はありません)

西 方 敬 吉 川 京 男 柏 木 博

5 出席事務局員

事務局長 熊 澤 晃

書 記 藤 野 陽 平、久保田 徳人

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第29号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第30号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画書の決定について

報告第1号 農地法第3条の3の規定による受理通知書について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

議長 ただ今の出席委員は9名で、定足数に達しておりますので令和5年第11回大磯町農業委員会総会は成立いたします。

なお本日、2番青木貞治委員、5番古正輝子委員、8番石井雅浩委員、12番加藤正和委員及び松本常男推進委員より欠席の旨の通告がありましたのでご報告いたします。

議長 次に、大磯町農業委員会会議規則第18条第1項の規定により、13番柳田孝委員と1番安池雅美委員を会議録署名委員として指名いたします。

議長 それでは、本日の議事日程について事務局より朗読と説明をお願いします。

《議事日程の報告》

議長 ただ今の報告について、何か発言ございますか。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは、以上で議事日程の報告を終わります。

議長 それでは、本日の議題に入ります。日程第2の議案第29号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第29号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、議案書の1ページの1件でございます。場所につきましては総会資料の1ページをご覧ください。

事務局 《議案第29号1番を朗読・説明》

書記 議案第29号1番につきましては、農地造成による農地の一時転用許可申請でございます。

当該農地は、農業振興地域内の農用地で、農地所有適格法人の所有農地と隣接地権者から賃貸借している農地ですが、パパイアの栽培を行うために水田を埋め立て畑にする予定です。埋め立て予定地の北側は既に農地造成により畑となっており、中央部付近には農業用水路である暗渠管があります。また、周辺からの雨水を処理するためのU字溝の水路が敷設されています。東側は山林及び運動公園、西側は町道、南側は遊休農地と水田になっています。更にその南側には大型のビニールハウスがあります。

土地利用計画では、高さ1m弱から3.5mまで埋め立てを行い、最高点では町道よりも高い位置となります。法面は斜度30度以内で芝張とし、出入口は北側にある現

存のスロープを利用する予定です。

排水計画では、現存の暗渠管の末端にある集水桝に同径のビニールパイプを直付けし南端に設置した集水桝を通して分流し、法面の２ヶ所に放流する予定です。また、造成農地の周囲にはU字溝の水路等は敷設しない予定です。

今回の農地造成後も北側の２か所について所有農地以外の農地の売買・賃借を進めながら順次、埋め立てを行う予定です。

なお、１１月１６日に馬場地区担当の吉川委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 議案第２９号につきましては現地確認をお願いした馬場地区担当の吉川委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

１０番委員（吉川） １０番の吉川です。議案第２９号１番の農地について、１１月１６日に私と事務局で現地調査を行いました。

現地はもともと耕作放棄地で、草木が繁茂していた場所ですが、すでに草木は伐採され埋立て造成ができる状態でした。本件は水路の用水処理や造成作業や環境対策がきちんと実施されていれば、農地の遊休化防止や有効活用になると考えられますが、現地の状況や申請者の計画書を見る限り心配な点が二点ほどあります。一点目は、水路や湧き水の処理です。二点目は埋め立てる高さに関することです。まず水路や湧き水の処理についてですが、計画では造成地の中央に直径３５ｃｍの塩ビ管の配管１本を敷設して、他の所有者の農地に放水するものとなっています。現在でも大量の湧き水が現地に流入しており、豪雨による満水の際に、配管が詰まって他の農地に水害が及ばないか心配です。また、配管の傾斜角度についても、現地で私が角度を見た限り、傾斜がとても緩やかで、ゴミなどが配管に入った際は詰まりを起こすのではないかと思います。次に埋め立てる高さについてですが、傾斜地ということになっていますが、当該土地はそれほど傾斜していないと思います。南側は一応低い側ですが、ここに３．５ｍ埋め立てるということになっていて、北側は一応高い所で、ここに１ｍ弱埋め立てる予定ですが、見た限りこの高さで埋め立てると、著しく南側が高くて北側が低くなってしまうと思います。３．５ｍは埋め立て過ぎではないかと思われました。３．５ｍという高さについては、西側にある道路よりも高くなってしまうため、なぜここまで高くする必要があるのかと疑問に思います。以上が状況報告です。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、周辺農地への影響が心配されるとのことです。

それでは、議案第２９号１番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 造成地の土砂の量や傾斜などはこの資料の内容で良いのでしょうか。

書記 申請内容が基準を満たしているかは県が判断します。

委員 資料として配布された申請書の添付書類は県に提出するのでしょうか。

書記 提出された申請書とすべての添付書類は県に提出します。

委員 資料にある量の土を盛れば、いずれはおそらく雨が降れば排水施設から周辺の土砂に水が浸透し、その水は下の土地に流れていくと思います。現場では、最近、雨が降っていないにもかかわらず水溜まりができています。申請があった農地の南側にあるビニールハウスに水が流れていく可能性があると思いますが、そのような事態まで申請者は考えているのでしょうか。盛り土された土砂が徐々に流れていくと思いますが、法面はしっかりとしているのでしょうか。また、土砂を運搬する際の話として、ダンプの大きさによっては、道路の路盤が痛むのではないのでしょうか。土木技術や関係する規定に関する専門的なことは県の判断となるのでしょうか。

書記 県の判断となります。

委員 造成地の北側にある既存の暗渠管は誰のものですか。

書記 造成地の北側に隣接する農地所有者のものと考えられます。

委員 最近の異常気象による豪雨の時に造成地の法面が崩れたりしないのでしょうか。

書記 場合によってはそのようなことがあるかもしれません。

委員 中央の1本の配管は北側の農業用水を流すのみのものです。今回、埋め立てる土地の排水処理は考慮されていません。U字溝も排水用の暗渠管もないです。

委員 雨水が溜まりやすい農地の場合、農地の地下に暗渠管という土中の水を抜く多孔管を埋めますが、今回の造成地はそのような排水用の暗渠管は入れるのでしょうか。

書記 土中の水を排水するための暗渠管は設置されません。

委員 一時転用とはどういう意味ですか。

書記 当該農地を資材置場や駐車場などに利用する必要性が生じた時に期間を定めて転用し、利用後に元の農地に復元することを一時転用と言います。

今回は田より畑にするため農地造成を行います。造成工事の間は一時的に農業ができなくなる状態となり、造成後は畑として営農を開始できるため、農地造成も一時

転用となります。

委員 造成地の最高の高さは、西側の町道の高さを超えるとのことですが、それが町道に流れて来ることはないですか。

書記 造成地は、直接、道路部分に接することはないため、土砂が町道に流れることはありません。

委員 様々な意見、質問等が出ましたが、事務局として今後の手続きはどのようなものになりますか。

書記 このたび出された意見等を意見書にまとめ、申請書に意見書を付して県に進達します。県は審査会を開催して意見書を参考に許可するかどうかを審議します。

委員 農地の一時転用ということですが、譲受人が農地を耕作するかどうかという点は問題ないでしょうか。

書記 申請者の内、譲受人の事業者は農地造成をするために工事期間中に農地を一時的に譲り受けるという形になります。工事が終了したら譲渡人に農地を返し、地権者が耕作を開始するという手順ですので耕作について問題はありません。

議長 他にございませんか。他に意見がないようですので、事務局でまとめてください。

事務局長 皆さんから出された意見については事務局で取りまとめて会長に確認していただきます。

書記 会長に確認していただいた後、意見書を作成して申請書に付して県に進達します。

議長 申請書に意見書を付して県に進達するとのこと。以上で、議案第29号1番について、審議を終了いたします。

議長 それでは、次に議案第30号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。

なお、議案第30号2番と3番は同一の事案であるため、一括で審議いたします。

また、借り手が新規就農者であることから「大磯町農業委員会における農業への新規参入の基準に関する要綱」に基づき、農業委員と推進委員による面談結果についても報告していただきます。

では、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第３０号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」は、議案書３ページの３件で、新規２件と再設定１件でございます。場所につきましては総会資料の２ページと３ページをご覧ください。

大磯町長より令和５年１１月２０日付けで農地利用集積計画の決定を求められています。

最初に１番を説明します。

《議案第３０号１番を朗読》

書記 議案第３０号１番の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしています。

当該農地は虫窪地区のミカン畑で、設定期間の変更に伴ない、合意解約後の利農業経営基盤強化促進法による賃貸借権の再設定を行うものです。

なお、１１月１５日に虫窪地区担当の二宮委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございました。では、現地確認をお願いした虫窪地区担当の二宮委員から説明をお願いいたします。

３番委員（二宮） ３番二宮です。議案第３０号１番の農地について、１１月１５日に私と事務局で現地確認を行いました。当該農地は、適切に耕作されていることを確認しました。

議長 ありがとうございました。ただいま説明がありましたように、農地は適切に耕作されているとのことです。

議長 では、議案第３０号１番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第３０号１番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第３０号１番は原案とおり決定いたしました。

議長 次に、２番と３番の審議の前に要綱に基づく新規就農者の面談結果について事務局

より説明をお願いします。

書記 今回の新規就農者は養鶏業を目的とした認定新規就農者となります。11月21日に西小磯地区担当の柳田委員と西方推進委員が面談を行い、要綱に基づく参入要件を満たしていることが認められました。

議長 では、面談をお願いした西小磯地区担当の柳田委員と西方推進委員から報告をお願いします。

13番委員（柳田） 13番柳田です。11月21日に西方推進委員と私と事務局で、提出された営農計画書に基づいて新規就農者の面談を行いました。研修内容や今後の計画について新規参入の要件を満たしていることを確認しました。また、営農計画も意欲的に取り組む内容ですので地域農業の担い手として活躍していただけたと考えられます。

推進委員（西方） 推進委員の西方です。当該農地は長年の間、耕作放棄地となっていた田畑ですが、新規就農者が農地復元を行い養鶏業に活用することで農地の有効活用が図られると考えられます。また、養鶏による周辺農地への影響はないものと考えられ、鳴き声や臭気など対策もされているとのこと。

議長 ありがとうございます。新規就農者は要綱の参入要件を満たしており、耕作放棄地の有効活用が図られ、苦情などの対策も考えられているとのこと。

次に、当該農地の利用権設定について、事務局より説明をお願いします。

《議案第30号2番と3番を朗読》

書記 議案第30号2番と3番の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

2番の農地は西小磯地区の谷戸の中にある田畑8筆で、農業経営基盤強化促進法による使用貸借権の新規設定となります。また、3番の農地につきましては農地中間管理事業による使用貸借権の新規設定で一括方式となります。

なお、11月15日に西小磯地区担当の添田委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 では、現地確認をお願いした添田委員から説明をお願いいたします。

11番委員（添田） 11番添田です。議案第30号2番と3番の農地について、11月15日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、耕作放棄地である田畑8筆ですが、現況はすべて畑となっています。

借り手が養鶏業を行うことで、耕作放棄地の有効活用と地域農業の振興が図られると考えられます。

議長 ただいま説明がありましたように、耕作放棄地の有効活用と地域農業の振興が図られるとのことです。

議長 では、議案第30号2番と3番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 養鶏を行なう際、養鶏が何羽以上になったら県条例などに基づいて県に届け出る必要がありますか。現在は何羽いますか。

書記 具体的な基準値についてはわかりませんのでお答えできませんが、以前、飼育している鶏が10羽程度であればペットとしての飼育扱いで、概ね100羽以上であれば届出が必要といった話は聞いたことがあります。具体的に何羽以上で届出が必要かは県に確認しないとわかりません。また、現在の飼養数は書類を受理した時点で約250羽と伺っています。

議長 他に質疑がありますか。他に質疑がないようですので、議案第30号2番と3番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第30号2番と3番は原案とおり決定いたしました。
以上で議案第30号の全ての審議が終了しました。
なお、本議案の決定事項は町長に通知いたします。

議長 次に、報告第1号「農地法第3条の3の規定による受理通知書」について、事務局より朗読と説明をお願いします。

書記 報告第1号「農地法第3条の3の規定による受理通知書」につきましては、議案書4ページの3件でございます。

事務局 《報告第1号1番から3番を朗読》

書記 報告第1号1番から3番の内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第1号1番から3番について、発言がある方は挙手をお願いいたしま

す。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

議長 次に報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 次に報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」につきましては、議案書5ページから6ページの4件でございます。場所につきましては、総会資料の4ページから7ページをご覧ください。

事務局 《報告第2号1番から4番を朗読》

書記 報告第2号1番から4番の内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第2号1番から4番について、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは以上をもちまして令和5年第11回大磯町農業委員会総会を閉会いたします。

(午後2時53分)